

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成20年11月13日（木）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 0 年 1 1 月 1 3 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 0 時 5 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	平成20年相模原市議会12月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑通告期限 (4) 一般質問通告期限 (5) 議事日程 (6) 一般質問通告者数について (7) その他 ① 陳情の取り扱いについて ② 全員協議会の開催について ③ 部会の開催について ④ 議員派遣の議決について ⑤ 3月定例会会議日予定（仮案）について その他 (1) 住民投票条例制定の直接請求について
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成20年相模原市議会12月定例会の運営について

○岸浪委員長 12月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から、資料について説明をお願いする。

事務局長。

○今田議会事務局長 12月定例の日程について説明する。

今期定例会は、11月19日から12月19日までの会期31日間である。11月19日は、条例、補正予算等の提案説明がある。20日が代表質問・個人質疑の通告期限となっている。11月28日が本会議2日目で、代表質問・個人質疑、委員会付託、なお、この日に選挙管理委員会補充員の選挙を行ってもらう。12月1日から5日までの5日間に、総務委員会以下の常任委員会が開かれる。なお、総務委員会以外の文教、環境経済、民生、建設については、それぞれ部会をお願いしたい。翌週8日月曜日に政令指定都市に関する特別委員会、9日に議会運営委員会をお願いしたい。後ほど説明するが、それぞれ陳情がある。一般質問通告期限は、8日午後5時までとなっている。12月16、17、18日は一般質問である。19日最終日は、委員長報告、採決までお願いしたい。なお、後ほど説明するが、18日、一般質問終了後、全員協議会をお願いしたい。最終日の本会議終了後、議会運営委員会をお願いしたい。欄外だが、議会だよりのための議会運営委員会は、1月21日をお願いしたいと考えている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 議事日程について説明する。資料2をごらんいただきたい。

1 2 月定例会付議事件一覧だが、市長から提出される議案等は、議案 5 1 件、報告 1 件、合計 5 2 件で、議案の内訳は、条例 8 件、損害賠償額の決定及び和解 1 件、指定管理者の指定 3 8 件、補正予算 4 件となっている。

1 ページをごらんいただきたい。市長から提出される議案等だが、議案第 1 1 9 号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、平成 2 1 年度以後の個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象を、市民の福祉の増進に寄与するものと認められる寄附金等を対象とする規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第 1 2 0 号相模原市立こどもセンター条例の一部を改正する条例については、相模原市立陽光台こどもセンターを設置するための改正である。設置場所、名称は示しているとおりでである。

議案第 1 2 1 号相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例については、市立陽光台児童クラブと市立内郷児童クラブの移転に伴う位置の規定の改正と市立津久井中央児童クラブの設置に伴う規定の追加をするものである。おのこの位置、名称等は示してあるとおりでである。

議案第 1 2 2 号相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例については、指定管理者が市民健康文化センターの利用できる時間を変更する場合の利用料金の額を定める規定の追加その他所要の改正で、具体的には、現在、プールの利用時間が午前 9 時 3 0 分から午後 2 0 時までになっているのを午前 9 時からとしたいということである。

議案第 1 2 3 号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、建築基準法に規定する建築物に関する確認申請または建築物に関する計画の通知に係る審査事務等の手数料の金額等の規定を改正するもので、表に示した通り、約、倍になる予定である。

4 ページをごらんいただきたい。議案第 1 2 4 号相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、相模原駅南口第 1 路上等自転車駐車場、相模原駅南口第 2 路上等自転車駐車場の設置に伴い、名称、位置、入出場時間、駐車料を定める規定の追加その他所要の改正を行うものである。詳細については、そこに示しているとおりでである。

5 ページをごらんいただきたい。議案第 1 2 5 号相模原市立公民館条例の一部を改正する条例については、相模原市立藤野中央公民館の建てかえ

に伴い、徴収する使用料の額を定める規定を追加するものである。

議案第１２６号相模原市藤野中央公民館建設基金条例を廃止する条例については、市立藤野中央公民館整備事業が平成２０年度で完了するため、相模原市藤野中央公民館建設基金を廃止するものである。

議案第１２７号損害賠償額の決定及び和解について、３の事故の概要だが、平成１７年８月２８日午前１０時２０分ごろ、藤野町牧野において、地元消防団の指導のもと、消火栓の放水訓練が実施されていた際、訓練中の被害者が持っていたホースの筒先が消火栓からの水圧によって振られ、被害者が後ろに倒れて後頭部を地面に強打し負傷したもので、損害賠償金額は５２１万４，０００余円である。和解の要旨については、そこに示してあるとおりである。

議案第１２８号指定管理者の指定についてから１４ページの議案第１６５号指定管理者の指定については、一つ一つの説明は省略する。資料２の別紙で若干説明するが、候補団体の内訳は、株式会社は４グループ５施設、社会福祉法人は、社協と事業団を除いているが、４グループ４施設、特定営利活動法人は３グループ３施設、市の出資法人等を含まない共同企業体は１グループ７０施設、具体的には市営住宅の関係である。市出資法人等を含む共同企業体は、５グループ１５施設である。裏面をごらんいただきたい。相模原市が出資する法人等は１５グループ４１施設、その他は３グループ３施設、非公募施設の指定管理者の候補団体の内訳は、３グループ５施設である。

議案第１６６号平成２０年度相模原市一般会計補正予算第３号だが、補正額は１１億１，７００万円である。主な内容としては、政令市移行に伴う基幹システムの開発委託経費、あるいは平成２１年４月開始の休日の産婦人科救急診療事業の設備の整備のための経費である。

議案第１６７号平成２０年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算については、事業勘定で４，１００万円。

議案第１６８号平成２０年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算については、債務負担行為の設定のみである。

議案第１６９号平成２０年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、２，３００万円で、システム改修経費が主なものである。

15 ページ、報告 20 号専決処分の報告については、交通事故に係る案件 3 件、道路管理に係る損害賠償の案件 2 件である。

追加予定案件として、相模原市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果に関する報告書の提出だが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、平成 20 年 4 月から、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことに伴うものである。

2 の請願・陳情だが、5 件あり、陳情第 28 号、陳情第 29 号は、文書表が皆様の手元には配付されていない。後ほど配付したい。

監査報告は 8 件で、既に資料を配付しているものが 6 件、今後配付するものが 2 件である。

資料 2-2 をごらんいただきたい。1 の取り扱いを協議する陳情だが、福祉に関する陳情が出ており、後ほど細かく説明するので、協議してもらいたい。

2 の提出が予定される請願・陳情だが、そこに示してある 3 件が予定されている。

資料 3 をごらんいただきたい。閉会中継続審査案件だが、民生委員会は、陳情第 23 号神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）について、建設委員会は、陳情第 24 号又野地区への区域区分導入の凍結について、こちら 2 件は、いずれも 9 月定例会最終日に継続審査としたものである。文教委員会は、陳情第 10 号食物アレルギー疾患児への給食について、こちらは 6 月、9 月、いずれも継続審査となっているものである。

資料 4 をごらんいただきたい。12 月定例会日程案を説明する。本会議初日、11 月 19 日は、提出議案に対する提案理由説明である。2 ページをごらんいただきたい。11 月 28 日、本会議第 2 日目は、代表質問・個人質疑が終わったら、各議案の委員会付託である。4 ページをごらんいただきたい。日程 52 選挙管理委員の選挙、日程 53 選挙管理委員補充員の選挙ということで、さきの議運で既に了解をもらっているものである。簡易採決の方法で行いたいと考えている。本会議第 3 日、12 月 16 日、第 4 日、12 月 17 日、第 5 日、12 月 18 日の 3 日間是一般質問である。本会議最終日、12 月 19 日は、各委員長報告、討論、採決の後、報告案

件、監査報告である。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

暫時休憩する。

午前 9 時 4 9 分 休憩

午前 9 時 5 0 分 再開

○岸浪委員長 再開する。

一般質問の通告者数についてを議題とする。

各会派の 1 2 月定例会の通告とあわせて、3 月の関係についても、人数の報告をお願いしたい。

新政クラブ。

○久保田（隼）委員 1 2 月が 9、3 月が 8、合計 1 7 である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 4、4 の 8 である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 3、4 の 7 である。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 2、3 で 5 である。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 2、3 で 5 である。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 2、2 で 4 である。

○岸浪委員長 無所属は 1 2 月におのおの 1、1 と入るそうで、3 月はゼロである。

では、これで行うので、確認をお願いしたい。

（7）その他に入る。

事務局から説明をお願いする。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他、①陳情の取り扱いについてだが、資料

6をごらんいただきたい。福祉に関する陳情だが、郵送で送られてきており、基本的には受理して上程することになるが、今回の陳情は、趣旨がよくわからないところ、個人が特定できるような部分があることを勘案し、陳情の取り扱いについて、後ほど協議してもらいたい。

②全員協議会の開催についてだが、さがみ縦貫道路整備事業に伴う市有林の財産処分についてである。

③部会の開催についてだが、民生部会が4件、環境経済部会が1件、建設部会が2件、文教部会が2件である。

④議員派遣の議決については、資料7をごらんいただきたい。1つ目は県央八市議会議員合同研修会への議員の派遣で、全議員である。平成21年1月23日、場所は座間市である。2つ目は1市1町1村議会正副議長連絡会研修会で、副議長、平成21年1月下旬、清川村。現在のところ1月下旬ということだが、議員派遣については本会議最終日に議決してもらうことになるので、その時点までにはきちんとした日程の確定ができると思う。

○岸浪委員長 福祉に関する陳情が郵送で送られてきているが、この関係について協議してもらいたい。今配付されたばかりなので、内容について、なかなか読みきれない部分があるが、事務局からもう少し詳しく説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 陳情を朗読する。

介護保険課と営業所について

1. 千代田営業所は、5、6年前に契約して、最近3年半は男性の最高なヘルパーが週2時半来てくれ助かっていた。ところが昨年7月末で営業所をやめさせられ、それから14カ月近くになるが、ヘルパーは14回しか来ていない。特に、この3月からは無しに等しい連絡すらない。

2. ジャパン、ケア営業所は3年前に契約して5時間半（週）来ていたのに、昨春から責任者がかわり、現在は1時間半を二度で買い物すらしてもらえず、障害者の本人は大困りである。

介護保険の（〇〇）指導官のことば

（〇〇氏は介護保険指導室の指導官として4、5年いられ、2007年

3月まで指導された)

法定にある法令

「介護保険は、高齢者に接するのに細なる気づかいとともに、老人への
れい細な営業所の営業が根底である。」と指導している。

結論として、介護保険課の課長及び主事が営業所の保健六法として、新
しくできた法律を侵している営業所を何とか取り締まることはできないの
か。

高齢、障害者の本人では、話し合いができない。もちろん全然課長たち
がしないというわけではないがちょっと時間のあいているときだけでは解
決までの結論が出ない。若い職員にやらせたり市として条例などつくれな
いのか。

ということが1つと、裏面に、電動車椅子買換について

現在、13年前にヤマハの軽い電動車椅子を給付され、いまだに直し乍
使用している。バッテリーもほとんど古くて電気を入れるのに、何度もや
りかえ時間がかかる。

これに乗る障害1級の本人は、ますます、体調悪く、下半身以外に、4
年前より上半身の骨が外れ手術のできない箇所であることをドクターに言
われ、ことし春より、肩、後頭部、及び朝、夕、頭部が痛み苦しんでいる。

このような現状を厚労省に相談した結果、別紙コピーの福祉専門官〇〇
氏をこの春より紹介していただく。

〇〇氏は相模原市障害福祉課長に電話を3、4回してくださったにもか
かわらず、この課長及び福祉相ダン課長とともに、規則に従って、あちこ
ちに外出を要求する。

本人の体調により不可能であることを理解しない。勿論主治医も、「い
つ何が起こっても当たり前の現状」と言われる。

法律、電動車椅子は、6年に一度買いかえて、障害者に自立支援をする。
国が2分の1、地方財政が4分の1ずつである。

このような陳情の内容である。

追加で話すが、趣旨がよくわからなかったので、本人に電話し、もう少
しわかるように書き直せないかという相談をしたところ、本人は、この内
容で十分理解できるはずで、これをお願いしたいという意向だった。

○岸浪委員長 郵送ということで、内容について、本人とコンタクトを取りながら、趣旨あるいは人の名前が入っていることも含めて、本市議会の陳情のあり方も説明しながら話をしたが、今報告があったとおり、この趣旨で十分であるということで、差しかえ、あるいは新たに出すことも含めて断っているということである。

これを踏まえて、この取り扱いについて、皆さんの意見をもらえればと思う。いかがか。

あくまでも陳情ということだそうである。内容が不明な点も含めて、ここでいろいろ話を聞いても、担当者がいないから即断はできないが、皆さんの見識の中で、これを取り上げるかどうかも含め、お願いしたい。

新政クラブ。

○中村委員 非常に難しいと思う。本人の気持ちは、こちらの文面から飛び飛びうかがうことはできるが、陳情の趣旨、何をどうしてほしいのかという部分がわからない限りは、どう取り扱っていいのかわからない部分もある。本人はこれでということだが、私としては、しっかりとした陳情趣旨の理解ができないので、例えば、書面の出し直しをしてもらうように再度働きかけて、趣旨等がはっきりした段階で取り扱うべきで、現状で取り扱うのは、なかなか難しいと思う。

○岸浪委員長 今、新政クラブから、陳情者ともう一度話し合いをして、趣旨がわかるようにして、再度出してもらうという話があったが、ほかにいかがか。

公明党。

○加藤委員 表面、裏面を拝見すると、本人が困っている部分は推測できるが、どちらかというと個人の関係のことで、市全体の制度的なことに対してなのか、どういうことなのかという部分では、先ほど中村委員が言ったような形で、こちらとしては、その課題の具体的な部分を読み取るのは、なかなか困難かと思う。

裏面について、文面を読むと、言っていることと、現状の本人の状況とで矛盾するような部分も読み取れる。買換についてとなっているが、これもこちらで具体的に判断するのはなかなか難しい書面のまとめ方をしているので、そういう意味では、再度、もう少し趣旨を検討してもらえればと

思う。

○岸浪委員長 ほかに。

大体似たような意見か。

共産党。

○藤井委員 具体的な意見として、「結論として」というところで、「新しくできた法律を侵している営業所を何とか取り締まることはできないのか」とか、「市として条例などつくれないのか」とか、この辺が求めている内容ということが読み取れる。私、全体を拝見して、いろいろなことに直面したときに、どこに問題があって、どう改善したらいいのかが言えれば、物事は半分解決に近づいているというか、それがなかなかわからないということが実際にはあるわけで、特に高齢の方の場合、介護保険という制度がどういうもので、行政がどうかかわっているとか、民間業者がどういう位置づけなのかとか、その辺のことはなかなかわからなかったり、とにかく目の前にあることを訴えたいということもあるのではないかな。そう考えたときに、介護保険に関連した福祉行政の是正、改善を求めるといふふうに読めば、それぞれの会派、議員の立場で、問題を探っていく人もいるだろうし、そうでない人もいるかもしれないが、やはり所管の民生委員会の委員に任せるといふか、よくわからないから出し直せということを経営でやることは、ちょっと慎重になってしまう。読み取ろうと思えば、介護保険にかかわる福祉行政の改善を求めるといふふうに読めるのではないかと私は思うので、事務局で1回投げかけて、もう少し趣旨をわかりやすくということに要請したが、それでいいということだし、特に高齢の方と受け取ったので、余り何回もやるのも適切でないような気がするし、この範囲で、それぞれのこれまでの経験を踏まえれば読み取れる部分も出てくるだろうし、私は、受けとめて、どういう問題が起きているのか、議会として、これを機会に問題を考えるということでもいいのではないかなと思う。

○岸浪委員長 ほかに。

無所属クラブ。

○東條委員 私も今初めて読んだが、「結論として」というところが陳情というふうに考えられると思って読んでいた。営業所のやり方に疑問を持っていることと、いろいろな形でこういうことを解決するために条例

はつくれないのかという陳情だと考えられると思った。新政クラブと公明党は再度、趣旨の確認をと言っていたが、事務局は、今回、電話をするときにも苦勞しているのではないかと思う。こちらが陳情者に何を伝えているのかがよくわからないのではないかと——一般市民には議会の中での手続みたいなのがわからない状況もあるのではないかと思うので、そういう意味では、このまま陳情書という形で出して、民生委員会に託す方向がいいと思う。形がなっていないから陳情はというのではどうなのかと私も思う。

○岸浪委員長 ほかに意見はあるか。

新政クラブ。

○阿部委員 いろいろな意見があって、内容も、新しくできた法律を侵している営業所を何とか取り締まることはできないか、市として条例などをつくれないのかという部分に特化すれば、ほかの説明というか、具体例がずっと書いてあると読めるが、ただ、この状況で審議しろと言われても難しいという意見もあると思うし、民生委員会でこれを読んでというのも、確かにその議論から始まってしまうというところで、議運で考えなければいけないところもある。ただ、意見は出尽くしていると思うので、私どもの会派としては、正副委員長一任で決めてもらえればいいと思う。

○岸浪委員長 正副委員長一任の話も出たが、ほかに何か。

公明党。

○加藤委員 今、藤井委員や東條委員が言ったこともわかるが、文面を読んでの私の率直な印象では、いろいろな受けとめ方があるのだろうが、ヘルパーの派遣の時間帯の問題にしても、何かそこに不備があってこうなっているのか、どういうことなのかが、ここからは読み取れない。失礼な言い方になるかもしれないが、当事者に何か間違いがあってなっているのか、そうでないのかもわからない。裏面についても、買換えが必要だということを行っているのか、本人は外出が不可能なのに買換えが必要なのかという部分、どこの部分に問題点があるのかも、なかなか読み取るのが難しいと感じた。正副委員長に一任というのも何だが、この方は障害をお持ちで、その中で困ってやっていることだろうが、その点も含めて、もう一度確認が可能なら、このまま民生委員会にというのもどうかと感じたので、

つけ加えさせてもらう。

○岸浪委員長 実は、この情報を知り得たのは、昨日、事務局から話があって、皆さんに意見をもらおうということで、今回、急遽、そのような取り扱いにさせてもらった。事務局からも報告があったとおり、陳情者はこの文面で問題ないという話で、それから一步も進展しなくなってしまったということである。

共産党。

○藤井委員 この中にも1時間半というのがあるが、最近では2時間が1時間半になって、30分足りなくて買い物ができないという話を一般質問でやったこともあるが、介護保険って、問題がいろいろあるが、具体的にそれがどういうふうに出ていて、どういうふうに改善が必要なのかということは、やはりプライバシーということもあったりして、非常にもどかしく思っている部分もある。今回これが使われることになれば、陳情者はだれということは表に出るし、この方もそれを望んでいると思うが、もし、そういう形になれば、議会として、介護保険課なりに、こういう陳情が出ているが、これはどういう事例なのかということを公的に追いかけることができると思う。本人が解決を望んでいるという意味では、介護保険に絡むいろいろな問題を認識して解決に取り組む、非常にいい材料を与えてもらったと思える。そういうことも含めて、市民の投げかけを、どこに問題があると理解して、解決にどういうことを提起していくかということは議員の本来の仕事だと思うので、読めば読むほど、議論を伺えば伺うほど、市民が直面した事態をうまく言葉にできないものをこちらで言葉にしていくような役割もあるのではないかという思いがしてきたので、重ねて、やはり、上程して審議すべきではないかという意見である。

○岸浪委員長 いろいろ意見が分かれたが、介護保険事業という問題点とか課題をつまびらかにこの辺から洗い出して、表に出して議論していくのもいいだろうという意見だった。もう一つは、この人の個々の問題として取り扱って、その人が納得すればいいのではないかと、多分、議論の分かれ道はそんなところにきていると思う。正副委員長一任ということもあったが、どちらにしても、今、二つに分かれている。

正副委員長の考え方としては、方法論として、幾つかあるのだろうと思

う。もちろん、陳情として取り扱うということもあるが、この問題は、この人の悩みというか、困っている部分に焦点を当てて、議員としても、この人を応援するという立場で、議会事務局と担当部署が連携をとって、困っている内容に心優しく接して、その人の身になって解決策を講じてもらうということで、もう一度、本人に当たってもらうのがいいのではないかな。もちろん、介護保険が今抱えている課題から読み取れる部分はあるが、これはこれとして、陳情審査ということではなくて、日常の活動の中で、また、やっていけばいいのではないかなと思う。決算とか、予算とか、議員として、介護保険に関するいろいろな課題等を行政と意見交換、議論する場があるから、そのときに、いろいろなところで話をしてもらう形にさせてもらえればと思う。陳情審査になじまないという言葉もあったが、個々人の悩みという部分が強く出ているから、これを審査するといっても、なかなか難しい部分があると思う。一般論としての介護保険制度の議論は、またやってもらえればと思うが、そんなところで、とりあえず、この陳情については、議会事務局と担当部局が連携して、陳情者に優しく接して、陳情者の身になって解決を求めていくことを議会として応援していくことにさせてもらえればと思うが、いかがかな。

共産党。

○藤井委員 議会運営委員会として、何が問われて、どういう答えを出すかという点では、議会に上程するのかどうかということだと思う。審議をする中で、今、委員長の言ったようなことが委員会の総意なり、幾つかの意見なりで出ることも考えられるが、問われているのは、陳情として出されたものを上程しない理由がどこにあるのか、議運の判断はそこだと思うので、そういう点でいくと、やはり、介護保険にかかわることに何らかの不満なり意見を持っている中で陳情が出されたということだから、これを上程しないという理由には当たらないのではないかな。やはり、議運として、出された陳情を受け付けないという態度をとることは慎重でなければならないと思う。委員長が言ったことはもっともな部分もあるし、恐らく民生委員会で議論されれば、そういう意見も出るのではないかと想像するが、議運としては、やはり、基本的に陳情は上程する、この線になるべく崩さないことが大事だと思う。なおかつ、高齢の方に何回も事務局なり

何なりが、本人は陳情を出したと言っていることに対して、そうではない形で対応するのは、いい結果を生まないのではないかという心配もあって、やはり受け付けて、議会の議論の中で酌み取るべきものは酌み取るし、よくわからないものはわからないという形で結論を出す人もいるだろうし、それでいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 非常に大切な議論になってきているが、やはり、議会での陳情審査となると、一人一人の気持ちを組み込んだ審査というのは、多分、難しいだろうと思う。私も今の共産党と同じような意見を持っているが、いろいろな問題があるにしろ、この方お一人の意見を審査するのは、議会の審査に、なかなかなじまないだろうと思う。とりあえず、担当部局にもう一度接してもらって、もちろん、その結果報告は受けるし、民生委員会で報告を受けるにしろ、担当部局が一度きちんと接して、どこにどういう問題点が潜んでいるのかを含めて、再度、本人がぜひ陳情ということであれば、また皆さんに協議してもらうことになるかもしれない。そんな取り扱いにさせてもらえればと思うが、いかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしてはそれで構わないが、陳情として再度出てくる場合は、11月18日が締め切りで、もう日にちがないので、場合によっては3月議会ということも、それも含めてか。

○岸浪委員長 本定例会は時期的に難しい。

無所属クラブ。

○東條委員 確かに、書いてあることは個人的なことだが、実は、本当に個人的なのかどうかというのは、非常に難しいところではないか。判断として、全く個人の問題というふうに、陳情者の書いてあるところから読み取れない。ほかの方にも同じようなことが起こっているかもしれないということで、個人のヘルパーとの関係の中では、それしかわからないからここに書いてあるわけで、この方がほかの方のことを聞いてということはないわけだから、もしかしたら、介護を受けているほかの方も、同じような状況があるかもしれない。私は、単純に個人で困るということとは理解しなかった。もしかしたら、制度そのものに問題があつて、こういうことになっているのかもしれないということを含めて、やはり、私たちは議

会人として考えていかなければいけないのではないかと思いますので、そのところは委員長と意見が違う。要するに、幾ら担当者と話をするといい、言ってみれば門前払いだから、議運でそれをするかどうかは、きちっとした理由がなければ、基本的には付託するのがいいと思う。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 先ほど委員長は、もう一度ヒアリングをした方がいいのではないかという話だったが、私も、まさにそのとおりだと思うし、仮にこの人がヒアリングの中で、議会に対してもう少し趣旨を伝えたいという意思が起きてくるのであれば、逆に、もう少ししっかり審議ができるのではないかと思う。中身に触れるつもりはないが、このまま民生委員会に出したところで、どのくらい深く中身に触れた議論ができるかが少し疑問な点である。ヒアリングをして、そこで解決するか、さらに陳情をお願いするということになるのであれば、この方の趣旨がもう少し伝わるような中身で出てくるかもしれない。そういった意味も含めて、一度断られているが、この方にもう一度ヒアリングをして、その結果で次のステップに行くのが、この方にとっても議会にとってもいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 陳情を付託された各委員会でいろいろ協議した中で、例えば継続にして、もう1回よく調査しようという場合もあれば、ここのところはいいが、ここのところはだめだから、出し直してもらおうということで、ちょっと時間を置いて、陳情者と委員長が話をして、取り下げてもらったり、出し直してもらったり、いろいろなことがあった。そういうことも含めて、この問題であれば、民生委員会がどういうふうに扱っていくかを協議して、陳情者が直面していることが何なのかということをもう少しつかもうということで、民生委員会としてそういうことをやっていくということもあるだろうし、そうでないやり方になるかもしれない。やはり、そういうことも含めて、所管委員会がどう扱っていくかということは判断すべきで、議運の段階でそれをやるのは、ちょっと筋が違うのではないか。やはり、最低限の趣旨は読み取れると私は判断するので、その煮詰め方、追いかけ方は、所管委員会に任せるのが議運の立場ではないかと思う。付託されたからといって、委員会がその場で結論を出さなければいけないと

ということではないから、そういうことも含めて——もし、議運の段階で、例えばそれを3月議会に送ることも前提にということであるならば、それはやはり、そういう判断も含めて、所管委員会がすべきだろうと思う。やはり付託すべきだし、付託しないという理由には乏しいのではないかなと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 やはり、ある程度、的確な、ポイントが少しでもわかった方がいいと思う。藤井委員の言うこともわかるが、締めまでにはまだ丸々5日間あるので、この段階で3月に送るということではなくて、5日間でいろいろ対応してもらった中で、差しかえという形も可能だと——きょうの5時で締め切りということではないから、やはり、できる限り陳情者の意を酌める状況にした方が民生委員会できっちりした審査ができると思うので、今回の案件については、再度、陳情者にヒアリングをしてもらい、その中で、もし、招集日の前日までに間に合うようだったら、差しかえをしてもらう。まだ可能性があるわけだから、そういう形で対応してもらいたい。議会日程、忙しいところだが、事務局、担当部局ということであれば担当部局にも協力してもらって、そんな対応をしてもらえたらありがたい。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 ということは、17日まで猶予をとるということで、その時点で、もう1回、議運を開くということでもいいのか。その確認をしたい。猶予をとるということで、とりあえず、再度、聞いてもらうことについて異論があるわけではないが、私は、ほかの陳情の案件でも言ったが、内容についてどうのこうのではなくて、なぜ取り扱わないのか、受け付けないのかという部分について、きちっと認識ができない中で、それを受け付けないというのはできないという趣旨で、無所属クラブにとって、議運の中で門前払いをする理由が認識ができないので、そのところはということである。もちろん、もう少しわかりやすくなることについて拒否しているわけではないので、よろしくお願ひしたい。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 再度、議運を開催するかどうかは、私、今、会派の立場

の意見で言っているのです、それはこの中で審議してもらえればいいのではないかと思っている。

もう一つは、やはり、より陳情者の意を酌んだ、陳情者の意向を出してもらうために、5日間を有効に使えるのではないか。門前払いをするということではなくて、やはり意を酌みたい、そういう部分で、5日間、まだ時間があるというつもりで言っているので理解してもらいたい。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 私は、事務局から1回投げかけをしたが、いや、これでいいというやりとりがあったということを伺ったので、それは非常に難しいのではないかという思いがある。実際に電話でやりとりをした感触から、そういうことが可能な感じがするのかどうかは大きな問題だと思う。そうでないのに、たび重なって、感情的に非常にこじれてしまう可能性があるのです、その辺どうなのか。

○岸浪委員長 体裁だけの話をしたら、多分、藤井委員と同じようなことになるのではないかと思う。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 私が直接話をしたわけではないが、話の内容を聞いた限りでは、この文章でいいという判断をしているということなので、これからもう一度、趣旨を書きかえてほしいとか、もう少しわかるような趣旨にしてほしいと、今は電話でしているが、電話の中での話を相手が受け入れてくれるかどうかは、正直なところ、自信はない。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 事務局が議会の陳情の体裁という形で話したが、次は担当課も対応させたいという話だが、幾ら議運の交通整理といっても、そこまでやるのは、逆にちょっと踏み込み過ぎではないか。議運の見解として、そこまで介護保険課にやらせることができるのかというか、余り例がないし、しつこいようだが、民生委員会の審議の中で結論を出す前に、ちょっとそういうことをやってみようというのであればわかるが、受け付ける段階での議運でそこまでのことをするのが適切なのかなが、初めてのことであるし、どうかと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 先ほど委員長が言ったのは、その方の問題だろうが、ほかに問題があるのだろうか、さまざまな意味で配慮したことだと思う。ただ、これを議会の陳情として受け、民生委員会で審査するにしても、表の部分は「結論として」とあり、裏の方はその部分は何もないが、両方を陳情として言っているのか。そうなってくると、裏面の方は、何をどうしたいのかを全く読み取ることができない。わからないまま民生委員会に送ってしまったていいのか。その部分ももう少し、制度としてこうだからこうしてほしいという程度は、大変な状況かもしれないが、もし聞けるならと言ったわけで、あくまでも個別云々ということと言っているわけではない。民生委員会に送るのであれば、やはり少しでもきちっと審議ができるように、議運としても努力することが必要ではないか。その部分でお手数をかけることになるかもしれないし、当人にも趣旨を伝える作業があってもいいと思ったが、先ほどの課長の話だと、自信がないということなので、ちょっと困った。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先ほど、自信がないという話をしたのは事務局としての立場で、議運でそういう結論を得た中で、再度、相手に接することになれば、またこれは違った展開になると思っている。あくまでも、事務局だけの話ということで理解してもらいたい。

○岸浪委員長 大分議論も尽くされてきたと思うが、体裁について、このままではいけない部分がある。きょうの議論を相手にも伝えて、趣旨についても、事務局から、こうしろ、ああしろという部分もあると思うが、担当部局と連携をとって、本人がどうしても陳情で、こういう趣旨だと、しっかり提出してもらうようなお願いをもう一度してもらう。結果的に、そうなるかもしれないし、ならないかもしれないが、その努力をもう一度してもらって、それを踏まえてもう一度協議して、民生委員会に送るか送らないか、議運として上程するかしないかの判断をそこに求めていきたいと思うが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 私の意見は先ほど言ったとおりだが、ほかの皆さんが、もう1回当たってみれば、いい結果が出るかもしれないではないかという

気持ちが強いということであれば、そうなのだろうとは思いますが、やはり、今１２月定例会に向けて出された陳情だから、そこに向けての動きということで、１９日の本会議前に、やはりその結果を踏まえて、もう１回議運を開いて扱いを協議するということでない、やはり、それはちょっと、やってみようというふうにはなれないと思う。

○岸浪委員長 新政クラブからも今定例会でという話もあったので、その日程はきついが、それを目指して、再度、本人と調整してもらうことにしたらいかがか。――

では、それを踏まえて、また協議してもらう時間をとることにしたい。そういうことで、よろしくお願いいたします。

日程的には、１８日の午前中に政務調査の関係が入っているから、午後、議長はいないが、議運に任せてもらえればと思う。

スケジュールが錯綜しており、多分、フルメンバーというわけにはいかないだろうと思うが、今までの議論の中で大分煮詰まっているので、議長、副議長、局長が１８日は日程がとれないということだが、議運はフルメンバーがいるので、そういう形で協議を続行するという事でどうか。

１８日の午後ということで、時間は追って連絡したいと思う。

３月定例会の仮案について、事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 平成２１年３月定例会会議日予定仮案について説明する。資料８をごらんいただきたい。

３月定例会は、初日が２月１９日、最終日が３月２５日の会期３７日間をお願いしたい。２月１９日本会議初日だが、提案説明である。２０日が代表質問・個人質疑通告期限、本会議２日目は２月２７日で、３日目が３月２日、この２日間で代表質問・個人質疑等が行われる予定である。１日あけて４日から翌週の１０日まで常任委員会が開かれる。１１日が一般質問通告期限、一般質問は１９日、２３日、２４日の３日間、最終日が２５日、ここで委員長報告、討論、採決が行われるといった日程を想定している。なお、３月定例会のための議会運営委員会は、２月１３日金曜日をお願いしたい。

○岸浪委員長 最終確認は１２月１９日になると思うが、ただいまの

説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

いいか。――

では、これで確認させてもらう。

――◇○◇――

その他

○岸浪委員長 その他を議題とする。

(1) 住民投票条例制定の直接請求について、事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 資料9をごらんいただきたい。住民投票条例の直接請求の件だが、皆様既に承知のことと思うが、11月4日に住民投票条例の制定の請求書が提出され、11月7日から署名活動に入っている。こちらの条例制定の直接請求については、地方自治法第74条にその根拠規定があり、有権者数の50分の1以上の署名をもって請求することができる。現在、署名活動中と承知している。

直接請求に当たっての事務の流れだが、そこに概略的に説明したので、若干説明を加えたいと思う。1番、2番、3番については相手方のことだが、12月7日までが署名期間と告示されている。4番目の名簿の提出の関係だが、期間満了の日から5日以内に選管に提出するという規定になっており、選挙管理委員会は、その提出を受けた日から20日以内に、その署名簿が選挙人名簿に登載されているものであるかの確認をする。それが終わると、署名簿の縦覧が7日間あり、その後に署名簿を請求者に返付する。それを受けてから5日以内に本請求という流れで、本請求受理後に直ちに告示を行う。8番だが、本請求を受理した後、20日以内に議会を招集しなければならない。要は、本会議の開催中でなければ臨時議会の招集が必要となる。市長から意見がつけられた議案が議会に送付され、その議案の内容について審査することになるが、10番にあるように、議会での審議については、請求代表者から、この件についての意見を述べる機会を与えなければならないことになっており、この意見を述べる場をどうするかについては、実際に請求がなされて臨時議会が請求されることになれば、

議運の中で協議してもらいたいと考えている。陳述する人数あるいは時間、どこでやるのか、本会議場なのか、委員会の中なのかということも、あわせて協議してもらいたいと思っている。議会の関係については、議会の招集から議会での審議というところが該当すると思っている。

○岸浪委員長 これが正式に成立すれば、改めて議運を開いて、臨時議会の開催について協議願うことになるので、その時期に来たら、また相談させてもらえればと思うが、何か質問があるか。――

ないようなので、これについては確認させてもらう。

次に、前回の議運で、新政クラブの阿部委員より、9月定例会においての野元議員の動議の関係で理由が尋ねられた。本日、無所属クラブから回答をもらえることになっているが、そのことについて報告してもらえればと思う。

無所属クラブ。

○東條委員 会派に持ち帰って、新政クラブから意見があったことを伝えた。会派の意見だが、継続を求めるという意見はわかると新政クラブに言ってもらっており、継続を求める趣旨の発言ではなかったのではないかという意見だったと思う。そのことを伝えたが、継続を求めるに当たって、なぜ継続を求めるのかというところだったと。ただし、何せ初めてのことであったので、継続を求めるためには、こういう理由があるということをしちっと全部伝えたいということで、ちょっと長くなってしまったことは反省材料としてある。今後は気をつけて、きちっと要旨をはっきりさせて発言したいと考えているので、よろしくお願いします。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 前回も言ったように、継続を求める場がないということで、そういうような発言であれば、制度的なものは、やはり、この議運の場で話し合うべきだと考えている。また、栗原委員は建設委員で当事者でいるわけだから、その中でしっかりやったものは尊重したいということで、ちょっと意見が違ふところがあるということは主張するが、趣旨はわかった。今後の議会運営の中で、改める部分もあるということなので、了解した。

○岸浪委員長 また、その時期が来たら、新政クラブでも内容を検討

してもらって、皆さんに諮るということで検討してもらえればと思う。

全体を通じて、ほかにあるか。――

ないようなので、次回の議会運営委員会は、11月18日午後に開会を
予定させてもらう。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午前10時55分 閉会